



写し

産業廃棄物処理施設変更許可証

令和 元年 8月29日

住 所 沖縄県うるま市字州崎8番地2  
氏 名 拓南商事株式会社 代表取締役 川上 哲史

(法人にあっては、各級及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

沖縄県知事 玉城 康裕



許可の年月日	令和 元年 8月29日	許可番号	第960126号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	1 施設の種類 破砕施設（令第7条第7号、第8号の2） 2 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 （これらのうち、特別管理産業廃棄物を除く。）		
設置場所	沖縄県うるま市州崎8番地2		
処理能力	723 t/日（24時間） 30.1 t/時間		
許可の条件	当該施設の設置及び稼働に起因した環境に関する苦情の申し出があった場合には、直ちにその原因を調査し、適切な措置を講ずること。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1 施設の設置（変更）に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(裏 面)

(許可等の履歴)

平成10年6月8日 設置許可 (許可番号: 第960052号)  
平成17年3月2日 変更許可 (許可番号: 第960126号、破碎機の追加)  
平成30年4月9日 軽微変更等届出 (代表者、住所、設置場所の変更)  
令和元年8月29日 変更許可 (許可番号: 第960126号、処理能力の変更)